

和 調 号 外
令和7年4月1日
(2025年)

各 位

調 達 課 長

和歌山市契約規則の一部改正について（通知）

このことについて、地方自治法施行令の一部を改正する政令が、令和7年4月1日に施行されることに伴い、次のとおり和歌山市契約規則の改正を行いますので通知します。

1 改正の概要

随意契約によることができる場合の額（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規則で定める額）の改正後の額は次のとおり。（第24条関係）

- （1）工事又は製造の請負 2,000,000円
- （2）財産の買入れ 1,500,000円
- （3）物件の借入れ 800,000円
- （4）財産の売払い 500,000円
- （5）物件の貸付け 300,000円（変更なし）
- （6）前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

2 施行期日

令和7年4月1日